

次期こうふD O計画基本計画策定等支援業務
公募型プロポーザル実施要領

令和7年4月

甲府市総務部総務総室DX推進課

1 趣旨

次期こうふD O計画基本計画策定等支援業務（以下「本業務」という。）は、令和11年1月運用開始予定の次期こうふD O計画を実現するため、行政サービスの在り方や技術革新、行政事務の効率化、トータルコストの削減等を見据えた基本計画書を策定するとともに、システム品質等の市場調査を行い、システム調達に向けた準備を行うものである。

なお、本業務の調達にあたっては、人口減少や少子高齢化、将来的な自治体職員数の減少など、昨今の社会環境の急激な変化を起因とした複雑化・多様化する市民ニーズを捉え、持続可能な行政運営の根幹となる基幹システムを構築する必要があるため、民間の高度な専門的知識やノウハウなどを活用した優れた提案を得るために、公募型プロポーザル方式により受託事業者を決定するものである。

2 業務の概要

(1) 業務名

次期こうふD O計画基本計画策定等支援業務

(2) 業務内容

ア 次期こうふD O計画基本計画策定支援

イ 次期こうふD O計画調達支援

ウ 「情報提供依頼（RFI）」及び「提案依頼書（RFP）準備支援」

エ 業務管理

オ 会議体運営

※ 詳細は「次期こうふD O計画基本計画策定等支援業務 業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

(3) 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

(4) 委託上限額

委託料の上限額を金34,958千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）とする。

※ この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものであることに留意すること。また、見積書を提出する際は、委託上限額を超えてはならない。

(5) 協力会社への再委託

ア 受託者は、委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務手法の決定及び技術的

判断等について再委託することはできない。

イ 受託者は、アに規定する業務以外の再委託にあたっては、再委託の相手方との契約関係を明確にし、書面により発注者の承諾を得なければならない。

ウ 受託者は、業務を再委託に付する場合、再委託の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

3 参加資格要件

本公募型プロポーザルに参加できる者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続き開始又は民事再生手続き開始の申立てがなされていないこと。
- (3) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 本業務に係る公募の日から契約締結の日までの間に、甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱又は甲府市物品供給（入札等）制度要綱に基づく指名停止を受けている期間が含まれていないこと。
- (5) 法人税、消費税及び地方消費税の未納がないこと。本市に営業所等がある場合については、甲府市税の未納がないこと。
- (6) 中央省庁、もしくは地方自治体において、直近3年以内に中核市と同程度又はそれ以上の規模の情報システムに係る計画策定、もしくは調達支援を行った実績を2件以上有すること。
- (7) 法人の役員及び経営に実質的に関与している者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77条）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (8) 品質管理体制について、ISO9001又は同等の品質マネジメントシステムを確立していること。
- (9) 情報セキュリティ実施基準である「JIS Q 27001」、「ISO/IEC 27001」又は「ISMS」の認証、または「JIS Q 15001」を基準としたプライバシーマーク認証を取得していること。

4 質問の受付及び回答

当該委託業務の公募に関して質問がある場合は、次のとおり提出すること。

(1) 提出期間

公募開始の日から令和7年5月2日（金）午後3時までとする。

上記期間までに、本市が電子メールを受信できるよう、猶予をもって提出すること。

(2) 提出方法

質問書（様式10）による、電子メールにて提出 すること。

提出先メールアドレス jkanri@city.kofu.lg.jp

(3) 回答方法

令和7年5月7日（水）までに本市ホームページに掲載する。

(4) 留意事項

本要領及び仕様書の内容以外に対する質問には回答しない。

5 参加に係る必要書類の提出

「3 参加資格要件」を満たし、本業務に参加する場合は、次の必要書類を提出すること。なお、各書類の作成に当たっては、必ず「次期こうふD O計画基本計画策定等支援業務に係る公募型プロポーザル方式企画提案書等作成要領」及び「次期こうふD O計画基本計画策定等支援業務仕様書」を順守すること。

(1) 参加表明書の提出

次の表1に掲げる参加表明に関する書類を提出すること。

表1 参加表明に関する書類

	名 称	様式及び添付書類等
1	参加表明書	(様式1)
2	会社概要等整理表	(様式2) 会社概要など参考となる資料
3	協力会社に関する調書	(様式3)
4	業務実績書	(様式4)
5	業務実施体制確認調書	(様式5)
6	誓約書	(様式6)
7	役員等名簿	
8	法人登記簿謄本	履歴事項全部証明書
9	納税証明書	法人住民税等の未納がない書類（前年度のもの）
10	印鑑証明書	

ア 提出部数

正本1部

イ 提出期限

令和7年5月9日（金）午後5時までとする。

受付時間：土日祝日を除く午前9時から午後5時

ウ 提出方法・場所

甲府市総務部総務総室DX推進課へ 持参または郵送 すること。

なお、郵送の場合は、同日必着とするため、電話等で書類到着の確認を必ず行うこと。

(2) 企画提案書の提出

次の表 2 に掲げる企画提案に関する書類を提出すること。

表 2 企画提案に関する書類

	名 称	様式及び添付書類等
1	企画提案書	(様式 7)
2	業務の実施方針・業務フロー・ 工程表	(様式 8)
3	業務内容に係る企画提案	(任意様式)
4	見積書	(様式 9) 別途、任意様式にて積算内訳を添付すること。

ア 提出部数

正本 1 部、副本 6 部

※ A 4 ファイルに綴じたものを、7 部（正本 1 部、副本 6 部）及び電子媒体で提出すること。

イ 提出期限

令和 7 年 5 月 1 5 日（木）午後 5 時までとする。

受付時間：土日祝日を除く午前 9 時から午後 5 時

ウ 提出方法・場所

甲府市総務部総務総室 D X 推進課へ 持参または郵送 すること。

なお、郵送の場合は、同日必着とするため、電話等で書類到着の確認を必ず行うこと。

6 選考方法

(1) 優先交渉権者の選考

優先交渉権者の選考にあたっては、「優先交渉権者選考審査基準及び提案書記載項目」に基づき提案された内容について、次期こうふ D O 計画基本計画策定等支援業務優先交渉権者選考審査委員会（以下「審査委員会」という。）において審査し、「優先交渉権者選考方法」により選考する。

また、参加事業者が 1 者の場合であっても審査を実施し、その提案内容が審査基準を満たすと認められる場合には、その事業者を交渉権者として選考する。

(2) 審査

審査は非公開とし、企画提案に関する書類を用いた企画提案者プレゼンテーションによる審査を実施する。企画提案者プレゼンテーションは、審査会場でのプレゼンテーションとし、詳細は別途通知する。

なお、企画提案者プレゼンテーション審査は、次のとおり予定する。

ア 日程

【予定】令和7年5月22日（木）（詳細は別途通知する。）

イ 企画提案者プレゼンテーションへの出席者

統括責任者を含む4名以内とする。

ウ 実施方法

(ア) 企画提案者プレゼンテーションは、会場でのプレゼンテーションのみとする。

(イ) 企画提案者プレゼンテーション及び補足説明は、30分以内とする。

プレゼンテーションは、提出した企画提案書を用い、その表記順に行うこと。企画提案者がプレゼンテーションでパソコン等を使用する場合には、プロジェクター及びスクリーンについては本市で準備するが、パソコン等の機器は、企画提案者が持参すること。また、インターネットへの接続が必要な場合は、企画提案者がインターネット環境を用意すること。

(ウ) 質疑応答は、概ね30分とする。

(3) 審査結果

審査を受けた企画提案者に対し、文書及び電子メールにて審査結果を通知する。

また、審査結果（優先交渉権者及び次点交渉権者については、その名称まで）を本市ホームページに掲載する。なお、審査結果に対する異議申立ては、受け付けない。

(4) 優先交渉権者との協議

優先交渉権者は、本市と仕様並びに価格等協議の上、本市の決定を受けることにより受託事業者となる。ただし、優先交渉権者と協議が整わない場合、本市は次点交渉権者と協議を行うものとする。

7 契約及び支払方法

6(4)において、受託事業者となった者は、本市と契約を締結し、受託業務を実施する。

なお、本市は業務完了後、検査を経て委託料を受託事業者を支払うものとする。

8 参加事業者の失格

参加事業者が次の事項に該当する場合は、失格とする。

(1) 「3 参加資格要件」を満たさなくなった場合。

(2) 提出書類等に虚偽の記載があった場合。

(3) 審査の公平性を害する行為や一連の公募手続きを通じて著しく信義に反する行為があり、審査委員会が失格と認めた場合。

(4) 審査委員会の委員又は担当職員に対して、直接又は間接的に本プロポーザルに関し援助を求めた場合。

(5) 参加事業者が、契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合。

(6) プレゼンテーション等に正当な理由なしに参加しなかった場合。

9 プロポーザルの中止

やむを得ない理由等により、プロポーザルを実施することができないと本市が判断したときは、中止する場合がある。その場合において、応募に関わる一切の経費は本市に請求できない。

10 辞退

参加表明後に辞退する場合には、企画提案書類の提出期日までに参加辞退届（様式11）を提出すること。

11 その他

- (1) 企画提案書の作成・提出、企画提案者プレゼンテーションの参加等一切の経費は、企画提案者の負担とする。
- (2) 本市に提出された関係書類等は返却しない。
- (3) 本市は、提出された関係書類等の機密保持には十分配慮する。
- (4) 本市は、提出された企画提案書等は当該審査以外に無断で使用しない。
- (5) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利となっている事業手法等を用いた結果、生じた事象に係る責任は、すべて企画提案者が負うものとする。
- (6) 業務内容は、採択された企画提案の内容を基本とするが、本市の指示のもと変更等を加える場合がある。
- (7) 第二次こうふDO基本計画書、基幹業務系・内部情報系・インフラ系に関する資料は参考資料を参照すること。

12 スケジュール

項 目	期 間
プロポーザル公募開始	令和7年4月24日（木）
質問受付期間	公募開始から令和7年5月2日（金）午後3時必着
質問と回答の公表	令和7年5月7日（水）
参加表明に関する書類の提出期限	令和7年5月9日（金）午後5時必着
企画提案に関する書類の提出期限	令和7年5月15日（木）午後5時必着
プレゼンテーション審査	【予定】令和7年5月22日（木）
審査結果の通知と公表	令和7年5月中
契約手続	令和7年6月上旬予定

1.3 連絡先（送付先）

甲府市総務部総務総室DX推進課（担当：渡邊）
〒400-8585 山梨県甲府市丸の内一丁目18番1号
TEL 055-237-5214
FAX 055-220-6938
メールアドレス jkanri@city.kofu.lg.jp

以上